

新制度における利用者負担(保育料)の検討について

1 利用者負担(幼稚園・保育所・認定こども園において保護者が負担する保育料等)の概要

(1) 国水準の位置付け及び決定方法

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める。(平成 26 年 6 月 4 日開催 子ども・子育て支援新制度説明会資料から抜粋)

(2) 国水準について

利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成 27 年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、公定価格の仮単価と合わせて、利用者負担のイメージが示されている。(第 3 回 参考資料 2 参照)

これは、国が定める水準(国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付けとなるもの)であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定されている。

| 認定区分 | 対象 | 該当施設・事業 | 国(国水準)の考え方 |
|----------------|---------------|--------------------------------------|--------------------|
| 1号認定 | 3歳以上 教育のみ | 認定こども園、幼稚園 | 現行の平均負担水準を基本 |
| 2号認定 (標準時間) | 3歳以上 保育が必要 | 認定こども園、保育園 | 現行の保育制度の利用者負担を基本 |
| 2号認定 (短時間) | | | 2号認定標準時間の 98.3%を基本 |
| 3号認定 (標準時間) | 0～2歳 保育が必要 | 認定こども園、保育園、 地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等) | 現行の保育制度の利用者負担を基本 |
| 3号認定 (短時間) | | | 3号認定標準時間の 98.3%を基本 |

2 利用者負担に係る論点

(1) 1号・2号・3号認定保育料に共通の論点

① 各認定区分の保育料について

新制度における各認定区分の保育料間の整合性、各認定区分の水準の改定及び応能負担の度合について検討する必要がある。

検討の内容

- ・ 第1号認定保育料では、国の基準が示されない公立幼稚園保育料及び国の基準が示された民間幼稚園保育料、第2号・第3号認定保育料である公立・民間保育園保育料の整合性について
- ・ それぞれの新たな保育料の適用時期、経過措置について

② 各認定区分の階層数について

各認定区分の階層数について、国水準では1号認定が5階層、2・3号認定は8階層で設定されている。

現行の本市の幼稚園の階層（就園奨励補助金の階層）は5階層、保育所保育料は16階層で設定している。

以上を踏まえて、各認定区分の階層数設定について、検討する必要がある。

検討の内容

- ・ 階層数の細分化及び統合を含めたより適切な応能負担体系について

(2) 1号・2号・3号認定の各保育料の論点

① 1号認定保育料（民間幼稚園）のあり方について（グラフ1）

本市では、市外の民間幼稚園に約100名入園している。

これまでは幼稚園毎に利用料は異なっていたが、新制度では入園する幼稚園に関わらず^{*1}市が定めた保育料負担となる。

なお、新制度施行日から適用する。

※1 現行制度のままの幼稚園は除く。

検討の内容

- ・ 市域を超えた入園実態の反映について
- ・ 2号・3号認定保育料との整合性について

② 2号・3号認定（標準時間）保育料について（グラフ2・3）

新制度が消費税増税による増収分を財源としていることなどを踏まえて、2号・3号認定保育料については、現行の保育園保育料の水準を基本としながら、より適切な応能負担体系とする。

検討の内容

- ・ 現在の階層数を統合又は細分化するとともに、一部の金額を改定することで、より適切な応能負担体系とすることについて
- ・ 適用において周知期間を設けることについて

③ 2号・3号認定保育料（短時間）について

国は、第2号・第3号認定保育料において、保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を、保育短時間認定を受けた子どもは、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定されている。

なお、新制度施行日から適用する。

検討の内容

- ・ 国が定める水準にならい、標準時間認定の98.3%として設定することについて

④ 1号認定保育料（民間幼稚園）と2号認定保育料との関係について

1号認定保育料（民間幼稚園）と2号認定保育料については、同じ制度での運用となり、利用者がそれぞれのニーズに沿った適切な選択を行うことができるよう利用料の整合性を図る必要がある。特に認定こども園においては1号認定の児童と2号認定の児童が隔たりなく同じ部屋で過ごすことになることなどを踏まえ、1号認定保育料と2号認定保育料のあり方を検討する必要がある。

なお、新制度施行日から適用する。

検討の内容

- ・ 1号認定保育料については、なるべく2号認定保育料を上回らないよう設定することについて

⑤ 1号認定保育料（公立幼稚園）のあり方について

公立・民間幼稚園ともに同じ公定価格に基づいて運営されることから、保育料において差異があることについて検討する。

検討の内容

- ・ 新制度における1号認定保育料（公立幼稚園）について
- ・ 適用時期及び経過措置について